



公益社団法人 被害者支援センター すてっぷぐんま



すてっぷだより

第38号 2024年1月



巻頭言

心情等伝達制度の対象拡大への期待

公益社団法人 被害者支援センター すてっぷぐんま

副理事長 関 夕三郎



心情等伝達制度とは、犯罪被害者やご遺族（以下「犯罪被害者等」）が裁判で有罪となった後の犯人に対して被害者としての心情等を伝えたいときに、国の機関が間に入って伝達してくれる制度です。

この制度の歴史は浅く、制度創設が志向されたのは平成17年12月策定の第一次犯罪被害者等基本計画からでした。当初は「刑務所で服役中の犯人」と「保護観察中の犯人」について実施が目指されましたが、結果的に制度化されたのは「保護観察中の犯人」のみでした。「刑務所で服役中の犯人」の制度化が見送られたのは、刑務所を所管する法務省矯正局が制度化に消極的だったからだと思います。

制度化した「保護観察中の犯人」への心情等伝達制度についても、利用件数は伸びませんでした。原因は色々考えられますが、主要な理由の1つに、「心情等伝達制度は、あくまでも心情を伝えるだけで、犯人への強制力がない。『単なるメッセンジャー』では意味がない。」という批判が挙げられます。

しかし、犯人に対する強制力がなければ、本当にやっても意味がないのでしょうか？

犯罪被害者等の中には、裁判で反省の弁を述べていた犯人が、裁判が終わったら事件のことなど忘れて安穩と過ごしているのではないかと思う人が少なくありません。そのような心の底に溜まっていく疑念を犯人に伝えることに意味がないはずがありません。

すてっぷぐんまでは、あるご遺族の心情等伝達制度の利用を支援した経験から制度の価値に気づき、平成28年6月から勉強会を始め、令和元年11月、「心情等伝達制度に関する要望書」を取りまとめ、法務省や関係各所に配布しました（その経緯についてはすてっぷだより第31号参照）。その要望の中に、「心情等伝達制度の対象は、『保護観察中の犯人』だ

けでなく『刑務所で服役中の犯人』にも拡大すべきだ。」というものがありました。

実は、この取組みは国の動きと歩調が合っていたようで、私どもの要望は令和3年3月策定の第四次犯罪被害者等基本計画に採用され、なんと、令和4年6月成立の刑法等の一部を改正する法律により、「刑務所で服役中の犯人」と「少年院に入院中の少年」に心情等伝達制度の対象が拡大されたのです。

そして、刑務所と少年院での心情等伝達制度は、令和5年12月から運用が開始しています。

心情等伝達制度は、聴取する側の保護観察所、刑務所、少年院による二次被害のリスクがあり、慎重な運用が求められます。また、犯罪被害者等にとっては、期待するような成果が得られず逆に傷付いてしまう恐れもあります。

そのような危うさを内包した制度ですが、この制度によって一定の救いを得られる犯罪被害者等も必ずいるはず。その人達のために、魂の籠もった制度に育てていかなければなりません。

明けまして
おめでとうございます

令和六年 元旦

公益社団法人
被害者支援センター すてっぷぐんま
理事長 小磯正康
スタッフ一同



「令和5年度 被害者支援講演会」

2023年11月25日（土） 13：00～16：00
会場：群馬会館2階ホール

3年ぶりの会場開催となった今年、長野県から市川武範氏を迎え、「居場所を奪われた犯罪被害者」のテーマでお話いただきました。自宅に押し入ってきた男によって、娘さんと息子さんを銃で撃たれるという事件に巻き込まれた市川さん。事件が家族に残した爪痕や、周囲の無理解に対する怒りも含めた、熱い講演となりました。第2部の県警音楽隊ミニコンサートでは、講師のリクエストも2曲演奏され、150人の聴衆にとって心癒されるひとときとなりました。



パネル展

犯罪被害者週間（毎年11月25日～12月1日）にちなんで、安中市役所松井田支所、伊勢崎市役所、前橋市役所、安中市役所、大泉町役場など県内各市町村の一画をお借りして、被害者支援啓発のためのパネル展示を行いました。足を止めて展示を見てくださる方はもちろん、ホンデリング回収箱にたくさんの古本を寄付してくださる方もあり、募金とともに活動への大きな力をいただいています。



令和5年度 支援活動員養成講座

2023年12月2日（土）、3日（日）の2日間にわたり、支援活動員養成講座がZoomで行われました。2023年末にスタートした矯正機関における被害者等の心情聴取・伝達制度についての講義をはじめ、一般向けの支援講座から一歩踏み込んだ内容で全12講義が行われ、約50名の受講者が耳を傾けました。

令和5年度 被害者支援センターすてっぴぐんま
支援活動員養成講座
オンライン（Zoom）開催
12月2日（土）～12月3日（日）
参加費無料

1日目 12月2日（土）		2日目 12月3日（日）	
9:30～9:35	オリエンテーション 理事長・職員	9:00	支援者として 弁護士 矢野仁美
9:35～10:20	犯罪被害者支援センターの役割と活動の展開 理事長 小嶋正人	9:30～10:00	知ってほしい！被害者支援と犯罪 弁護士 矢野仁美
10:30～11:30	犯罪被害者支援における 精神科医の役割 精神科医 堀江正人	10:10～11:10	ソーシャルワーカーの 視点から見た被害者 前橋市・宇都宮市 中野正江
11:35～12:20	性犯罪に関する刑法改正の 留意点 群馬県警第一課 犯罪捜査課 横山 孝幸 兼 検察庁 検察官 横山 孝幸	11:20～12:20	犯罪被害者支援センター 制度の進捗と今後の対応 法務局 三輪健介
昼休み 12:20～13:00		昼休み 12:20～13:00	
13:00～14:00	矯正機関における 被害者 関 夕三郎	13:00～14:00	犯罪被害者支援センターの 役割と活動の展開 理事長 小嶋正人
14:10～15:10	裁判所における 被害者支援 前橋地方裁判所 裁判官 橋本 健	14:10～15:30	心理士の視点から見た 被害者支援 臨床心理士 佐藤 孝幸
15:20～16:20	DV被害者への対応 関係機関との連携 弁護士 辻 智之	15:40～16:20	すてっぴぐんまの被害者支援 すてっぴぐんま 職員 関 夕三郎

この講座は、被害者支援センターすてっぴぐんまは、群馬県公安委員会から犯罪被害者支援活動員としての認定を受け、犯罪被害者に対する支援活動を行っています。この講座は、これから支援活動を行う方々を対象とし、犯罪被害者支援の意義、必要事項について学習していただくことができます。

- 講座は全てオンライン（Zoom）のみの開催となります。
- 12コマ全て出席され、且つ感想文を提出された方には、終了証を発行します。
- 1コマからの受講も可能です。
- 講座参加費が支払われる場合もあります。予めご了承ください。
- 講座資料やZoom参加のURLについては、開催日前までにメールでご案内します。
- ホームページ上にユーザー名とパスワードを付けて資料を掲載予定です。各自でダウンロードや印刷をお願いします。

申込み方法
住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレス・職業を明記の上、簡単な受講動機等を添えて、下記二次元コードからGoogleフォームにて11月22日までにお申し込みください。

お問い合わせ 公益社団法人 被害者支援センターすてっぴぐんま TEL 027-253-9992
URL <https://www.step-gunma.org>
主催：群馬県、公益社団法人 被害者支援センターすてっぴぐんま

職員紹介

よろしくおねがいします

【新任】

すてっぴぐんま勤務 Wさん

2023年9月より事務局職員として勤務しております。

Saveぐんま勤務 Iさん

2023年9月より勤務。福祉職での経験を活かし、支援に当たります。

おつかれさまでした

【退任】

Saveぐんま勤務 Mさん

2017年9月より5年にわたり勤務し、支援に当たりました。

藤岡市、渋川市と支援業務の連携協定を締結

市町村における犯罪被害者等支援条例の施行に伴い、被害者等への支援をより充実させ連携を深めるために8月28日に渋川市、10月2日に藤岡市と当センターの間で協定を締結いたしました。



小磯理事長「人権を考える市民の集い」において講演



2023年11月11日（土） 14：15～15：45

会場：高崎市総合福祉センターたまごホール

小磯理事長が高崎市の人権講演会において、犯罪被害者支援について講演しました。

冒頭にミニドラマ上映のあと、すてっぷぐんまが「被害者が自ら前を向いて一步一步歩いていける手伝いをする団体」であること、「被害者支援の出発点は他人事ではないと思うことである」などの基本的な話から、被害者支援の歴史、被害者支援条例に至るまでを、一般市民に向けてわかりやすく説明されました。

Save News

令和5年度

Saveぐんま 下半期専門研修 報告と予定

群馬県性暴力被害者
サポートセンター
Saveぐんま



性暴力被害者サポートセンターSaveぐんまでは、職員の相談支援技術の向上を目的とした専門研修を開催しています。

今年度から、関係機関の皆さまにも性暴力被害者支援について理解を深め、日頃の活動に活かして頂けるような研修会を企画しています。

去る11月22日（水）、「こどもの性暴力における医療の役割について」をテーマに前橋赤十字病院小児科、清水真理子医師からご講演頂きました。性暴力被害というと急性期の診察

や避妊が頭に浮かびがちですが、寄り添い、トラウマケア、身体症状への対応も医療の範疇であり、特に小児は小児科に頼って欲しいというお話でした。子どもに関わる多職種の方にご参加頂きました。この研修で学んだことを活かし、更に関係機関の方々と連携していきたいと思います。

■今後の専門研修予定

1月17日（水）	こどもの性暴力などの被害に関わる法的支援について	うへはら法律事務所 大竹 由希子 弁護士
3月13日（水）	こどもの問題に関わる少年サポートセンターの役割について	群馬県警 少年サポートセンター

トピックス

令和6年度版 被害者支援冊子ができました

「被害者支援のことがとてもよくわかる」と大好評だった前年度版に続き、令和6年度版被害者支援冊子を作りました。

今回の巻頭インタビューは、関副理事長の登場です。

コミカルなイラストを使っの説明もバージョンアップし、手記もあらたに執筆していただきました。



クリアファイルを作りました



すてっぷぐんま猫の絵のメモ帳でおなじみの、人気画家おかべつろう先生デザインのクリアファイルを作りました。A4、A5、2種類のサイズがあります。たくさんの猫がいるハートを胸に抱えた白猫の絵と「You Are Not Alone 〜ひとりじゃないよ〜」のメッセージに心癒やされるクリアファイルです。

賛助会員・ご寄附のお願い

私たちの活動は、皆様からの会費・ご寄附により支えられています。被害者の方が安心して相談出来るセンターでありたいと、日々努力しています。皆さまの温かいご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

賛助会員とは当センターの目的に賛同し、事業を財政面で支援する法人・団体または個人です。

賛助会員【年会費】

- ・個人会員 1口 1,000円より
- ・法人・団体会員 1口 10,000円より

※会費は何口でも結構です。なお、寄附金については、金額は問いません。

振込先口座番号（郵便局振替）

00160-9-473135

ゆうちょ銀行（ゆうちょ以外から）

〇一九（ゼロイチキウ）支店
当座 473135

口座名

被害者支援センターすてっぷぐんま

事業所・団体の皆様へ 社会貢献型自動販売機設置のお願い

すてっぷぐんまでは、平成24年度から売上金の一部が寄附されるすてっぷぐんま仕様のラッピング付き清涼飲料水自動販売機の設置をお願いしております。

すてっぷぐんま相談電話

犯罪の被害にあわれてお困りの方は、お気軽にお電話ください。

相談無料・秘密厳守

☎027-253-9991

月～金 10:00～16:00（年末年始、祝日を除く）

群馬県性暴力被害者サポートセンター Saveぐんま

性暴力被害者の支援を行っています。

ひとりで悩まずに、まずはお電話ください。

相談無料・秘密厳守

☎027-329-6125

月～金
9:00～17:00
（年末年始、祝日を除く）

※受付時間以外は全国一律のコールセンターにつながります。

群馬県インターネット上の誹謗中傷相談窓口

ネットの誹謗中傷にお悩みの方は、お気軽にご連絡ください

相談無料・秘密厳守

☎027-212-0091

月～金 9:00～12:00 13:00～16:00（年末年始、祝日を除く）

相談窓口メールアドレス（24時間受付）

netsoudan@step-gunma.org

※相談に対する回答は、左記相談電話の時間内となります



相談フォーム
二次元コード

編集・発行



公益社団法人

被害者支援センター すてっぷぐんま

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町26-7 ヤマコビル5F

TEL/FAX 027-253-9992 <http://www.step-gunma.org>

